

的な石炭対策だと政府では言っており
ますけれども、私どもは決して画期的
な対策、あるいは画期的な予算だとい
うことはできないと思っておりますけ
れども、少なくとも、答申の線に沿っ
て自立化をはかっているという第一
年度のやはりこの施策であると思つ
ます。しかば、その第一年度の予算
なり、あるいはその他の施策をやらう
とするには、自立化をいつの年度にお
いてやっていくかというふうな、一つ
のやはり目標というものがなければそ
ういふ計画は出てこない、予算も組ま
れない、こういうふうな思ふのですが
具体的には何年度を目標にして自立化を
やっていくかという計画なのか、その
点をひとつはつきりと……。

○国務大臣(福田一君) 先ほども申し
上げましたが、一応四十二年を目途
として自立化をはかっているという考
え方で処理をいたしておるわけでござ
います。

○柳岡秋夫君 最近の報道によります
と、石炭大手、大企業等におきまして
は、合理化を非常に急テンポに推進を
している、こういうような動きがあ
るのを見られます。特に石炭大手等
の意見では、おそくとも昭和四十年
度には、自立体制が確立できるような合
理化をしていくんだ、そうして三十八
年度、三十九年度に約九〇%の整備、
合理化をしていく、こういうような方
針というものを打ち立てているよう
でございます。そうしますと、当然政府
の、今、大臣の言明された方針と、こ
の石炭産業経営者の方針とは食い違
ってくるわけでございますが、こういう
点についてどういふふうにお考えで
ございますか。

○国務大臣(福田一君) 大手の業者が
自己の会社経営の内容につきましてい
ろいろの意見を発表したり、あるいは
相談をしておることは、われわれとし
てとめる権利はございませんが、私た
ちのとしては、審議会におきまして、今
後どういふふうにして自立が達成でき
るかということに関する審議をしてい
ただきまして、もちろんその審議の基
準になるものは、有沢調査団の報告を
基礎とし、これに基づく閣議決定を基
礎としてお諮りをするわけであります
けれども、その審議会の答申を待つて
今度は政府の責任で処理をしていく、
そういう道筋といえますか、大綱をき
めていくわけであります。そこで、大
手のほうでどういふようなことをされ
るのであるか知りませんが、たとい自
分たちだけで物事をきめていいか
なればならぬというわけではありま
せん。しかし、自分たちだけで全部で
きるのだ、よけいなことをするなと
いっても、これだけの法案も出て、い
わゆる雇用対策というふうな面につ
いて、はたして全部自分でやるのかど
うか。しかし、雇用の問題は全部われ
々が解決するのだ、政府は、ちつとも必
要ないのだ、手をかけない、一人も厄
介になるつもりもないからできるの
だ、また、組合もそれで承認する、そ
ういふことであれば、私はそれまで干
渉して、やはりわれわれのほうにとい
うことははないと思ひますが、そうい
うことはあり得ないと思ひます。そうす
れば、やはり審議会の決定を待つてか
ら、正式に組合と経営者の間で話をさ
る、そういうことになると思ひますの

で、その前にそういう話がいりう出
たりするのはおかしいじゃないかとい
う御質問はしばしば承つておるのだ
けれども、私どもはそれを禁ずる
ほどのことはしないのじゃないか。そ
れは内々の話でありますから、うち
中で子供や奥さんとでいろいろ話を
しておたからといって、今度は外で
それが有効になるというわけには参り
ません。それと同じようなものだと考
えているわけでありまして、外向きへ
出たときは、やはりだんなさんもうち
の者ともう一べん再度話をしてから外
へ行って何か発言しなければ、その発
言する場所というものが、うちの中で
幾ら話をされておつても、それがすべ
ての決定になる、こういうふうには見
ておられないし、また、われわれは、そ
の内輪の話で物事を処理していこうと
は考えておりません。

○柳岡秋夫君 大臣が、今合理化のこ
れからの方向について審議会に諮つて
そうして大手がどう言おうと、審議会
の決定に従つて進んでいく、こういう
決意でございますので、そのとおり
いけば私もいいと思ひますけれども、
しかし、問題は、バスに乗りおくれ
とか何とかいう言葉もありませんけれ
ども、そういうような形で雇用対策の十
分に考えられないままに赤字が増大し
てきたとか、そういうような理由を
もつて、ことさらにこの山に紛争を起
こしておるということは、非常に私は
遺憾なことと思ひます。また自民党
は、これは政府も同じだと思ひますけ
れども、とかく圧力団体には弱いとい
われております。地主補償の問題でも
そうです、おそく石炭大手の経営
者から強い突き上げがあったら、これ

は審議会にかけてやっていくんだと
いっても、ある程度その幅を広げた形
の整備、合理化というものがなされる
というふうなことも私どもは懸念をす
るわけです。そうしますと、当然そこ
に労働者の雇用の安定あるいは生活の保
障というものに大きな影響を及ぼして
くるわけでございますので、しから
ば、そういう企業の先行した計画に対
して、今の決意で、ある程度は納得で
きるのですけれども、やはりもつと積
極的な政府の指導、あるいは企業に対
する——これは資本主義社会である以
上、ちよつとむずかしいかもしれませ
んけれども、ある程度の監督、こうい
うものが必要じゃないか、こういうふ
うに思ふのですけれども、そういう積
極的な指導をやるお考えがございま
せんか。

○国務大臣(福田一君) 先ほども申し
上げたところでございますが、われわ
れとしては、経営者が将来の会社の方
針等について内輪でいろいろ話をされ
ておるということは、今あなたからも
お話がございましたが、自由主義経済と
いいますか、資本主義経済のもとで自
由にやらしておる姿でございます。し
かも、この石炭産業を国管に持つてい
くというふうな方向でこれはやってお
るのではありません。やはりいわゆ
る資本主義経済のもとにおいて、四十
二年度を目途として、独立してちゃん
とまあ経営もできるし、労働者に対
しても適当な措置ができるというふう
に処理をしていきたいという考えでこ
の方針ができておるわけで、今そうい
うことをわれわれが言うことは、か
えてそういういわゆる企業の自由と
か、あるいはそういうふうなことから

見てみても適當ではない。しかし、内
輪で話したことを持つてきて、すぐ政
府にこのとおりやれと言われても、こ
れはわれわれは認めませんという態度
で進んでいきたいと思ひます。

○阿部竹松君 関連して、今、柳岡委
員の質問に御答弁なさつた、経営者が
労働者と交渉するのは何ら拘束しませ
ん、御自由です、こういう御答弁です
が、なるほど自由主義経済で私企業で
すから、当然政府で干渉しないとい
建前をおとりになるのもよろしいと思
ひます。しかしながら、昨年来、総理
初め、あるいは今御答弁なさつてお
る福田通産大臣にお尋ねいたしました
も、三十八年、つまり今年度になるの
ですが、有沢調査団の答申に基づいて
鉱業審議会を設けて、そこでスクラ
ップなりビルドなり、あるいは炭田別、
地域別にスクラップにする山とビルド
する山との計画を立てまして、そこで
その石炭政策を行ないます。こういう
御答弁をなさつておるわけですが、で
すから、そうすると、そういうワケ外
の、政府の計画以外のワケ外の整理が
自由になされておるかどうかという
、こういう点について今までの方針と
違つた御答弁のように承れますし、
労働大臣に続いてお尋ねしたいので
すが、労働省の雇用計画というものは、
通産省の石炭合理化政策による離職者
に対する対策が立てられておると思
うのですが、しかし、今、通産大臣の御
答弁のように、計画に基づいて離職さ
れる方もおるのだが、労使双方自主的
に話し合いの結果離職される者もある
とすれば、計画では一万五千人でわ
かつておるけれども、労使双方自主的
に何万何千名やられるかということが

労働省でおわかりにならない、出た結果について承知する、こういうことになりまして、たゞいまの通産大臣の御答弁は、前同と同じでございますとおっしゃっておるようでございますが、ここに十一月二十七日に皆さん方の閣議で決定なされた閣議決定書を私は持っておりますが、この決定書の方針に基づいても、今の御答弁は了承できません。それと同時に、今の話に関連いたしまして、計画以外の余剰人員が、労働省の知らぬ間に、数はわかりませんが、膨大な数字になったときに、はたして完全なる雇用対策ができるかどうかという点について、関連してお尋ねいたします。

○国務大臣(福田一君) 私は、今、阿部さんのお話になりましたことにつきまして、もう何も前に申し上げておること、あるいはわれわれが政府で決定したこととそんなに違つたことを申し上げておるつもりはないのでございまして、これはもう一応審議会が地域別、炭田別にこういうふうによつていったらいいということをやつて、そのそれぞれの山において経営者が組合と相談をして、そうして、それではこうしよう、あししようというところをそこで正式に話し合ひをして、そうしてその結果きまつたことに基いて問題を処理していく、こういうこととでございます。先ほどの柳岡さんのお話のあったことは、その前に経営者が組合と話をしたのはけしからぬ、そういうのをやめたいいいじゃないかというお話でございますから、そういう内輪での話をなさることをわれわれはとめるわけにはいきません、とめることは無理だと思つております。

と、こういうことを申し上げておるのでございます。今までは私は一貫してそういう答弁をさしていただいておりますのでございまして、この石炭離職者につきましては、御承知のように、石炭合理化審議会におきまして石炭合理化計画を立てるにあたりまして、おおよそそれによつて生ずるところの離職者の総数というもののメドをつけ、この対策につきましましては、労働省が責任を持つて具体的な計画を立て、この計画とにらみ合わせて合理化の計画を決定して参ることになつておるのであります。したがしまして、労働省といたしましては、今後の合理化というものは、あくまでも合理化審議会が決定した計画の枠内で行なわれることが必要でございまして、もしこれをオーバーするようなことになりまるといふと、離職者に対する対策に破綻を生ずることになるわけでありまして、したがしまして、かりにこの合理化進行の過程において当初の計画が狂うというふうな見込みが出て参りましたならば、その際において計画を変更させ、新たな事態に應じた雇用対策というものを立てた上で、もう一度合理化計画をあらためて決定して参るべきものだと思うのでございます。その場合において、どうしても雇用対策が立たないというふうな、大きな離職者の見込みが出て参りましたならば、それは雇用計画の成り立つ範囲内において計画そのものを圧縮していかねばならないというところは当然であると思ひます。

○阿部竹松君 関連ですから、あと一問でやめますが、有沢調査団の答申を政府は大きく取り上げて政策に盛り込みました総理大臣初め皆さん方の御答弁をいただいておりますが、あの答申を私どもが承知しておる限りにおきましては、ビルド山にしてもスクラップ山にしても雇用問題にしても、やはり審議会を通じておやりなさいということが私どもの承知しておる点なんです。ですから、確かに通産大臣のおっしゃる通りに、私企業ですから、さいぜん申し上げましたとおり、政府が命令を出してやめなさいということではできないでしょう。しかしながら、今まで石炭政策の行政指導をやつてきたのですから、したがって、合理化法を二度も改正して軌道に乗せようというやききに、一例をあげると、三井が九千人とか、あるいは北海道炭礦汽船株式会社が六千人とか、合わせて一万五千人、小さい会社は数知れず。こういうものが自由に交渉をやつてもよろしいということになると、合理化審議会が論議する以外のとらで一万五千名も二万名も、これは組合が承ずると思ひます。これは組合が承ずるとは思ひませんが、相当数の審議会の議を経ないで離職者が出てくるということになると、大橋労働大臣が今心配なさつたようなことが起きてくるのではないかと私は憂慮するわけなんです。ですから、政府にひとつその命令によつて石炭経営者に対してそういう交渉をやめなさいとか、こういうことはとても法的に見てもやれそうもありませんが、審議会が軌道に乗つてスクラップ、ビルド、こういう大方針がきまるまで一時ストップする方法等は全然ないものかどうかという点をお尋ねしているわけです。これが柳岡委員の質問の趣旨でもあり、労働

省のほうで、全然計画に基づかぬ離職者が膨大に出てきた場合に、予備費の中から直ちに予算措置を講ずるといふこともこれは不可能でしょう。そういう点がきわめて憂慮されるので、関連質問ですからこれでやめますが、明確にしたいと思ひます。

○国務大臣(福田一君) 私は、そういう話し合いをしておるからといって、大手は勝手にもう話し合いでもつて離職者を出すという段階までおる、また、そういうことをするはずもないと思ひます。しかし、今あなたが三井のことをたとへば例に言われましたけれども、その九千人をいつやめさせるのか知りませんけれども、それはやはりだんだんと順を追つてやめるようなことを言つたらいいというのを私は聞いておる。そういうふうなことを私に聞きたいという計画をいつて、そして組合との間でも、どうだろう、そういうことをして諸君のほうはどうだといふ話し合いをしていくことまでやめろというわけには私はいかぬと思う。そこで、今こういう計画だから、四月の一日には千人なら千人をもうやめさせるから、それで承知せよといつて組合と話し合ひをつけてさつとやめさせるといふようなことであつたら、私は断じてそういうことはやめてもらいたいと思ひます。また、やめさせるつもりであります。聞いてみるという、やはり私たちがはつきりそういう態度を打ち出してありますから、審議会のあれが済むまではそういうふうなことはできないんだ、話し合ひはしていいんだ、正式なことではできないんだ

というふうな経営者のほうも理解しておると私は理解しておるのであります。経営者のほうがそういうことがわかつている以上は、その限度において話し合ひをしたからといって、また、会社の経営方針を発表したからといって、私どもは、それはいいけないということを言う必要はないのではないかと、こう申しあげておるわけでありま

○柳岡秋夫君 昭和四十二年度までに石炭産業の自立化をはかつていく、そういう目標をやつていくんだという答弁でございまして、しかし、当然これはエネルギー源としての総合的な政策というものの一環としてこの問題を考へていかなければならない問題でございまして、当然今後四十二年、あるいは四十七年度くらいまでの日本エネルギー需要というふうな面、あるいはそういう石油なり石炭、あるいは電力その他のエネルギー源の総合的な政策というものが、ある程度はつきりこの辺で見通しをつけておかなければならないんじゃないか、こういうふうに私は思ひます。ところが、先般通産省で発表された昭和四十七年度までの見通しによりますと、石油は六三%、石炭は割合にして一九%、こういうふうな見通しを立てておるようでござい

ます。当然昭和四十七年度になりますれば、おそらく日本の経済も今よりもっと成長いたしまして、このエネルギーの需要というものが拡大して行くと思ひます。したがって、割合からみ問題にすることはちよつとまずい点もあるかもしれせんけれども、私どもが先般から要求しております五千五百万トン以上、少なくとも六千万ト

三

ンくらしい石炭の需要は、雇用の面、あるいは国際収支の面、あるいはまた石炭のエネルギーの安全保障というような面からもぜひ必要だ、こういう意見を出しておるわけです。この一九九という数字は、大体数量にしてどの程度の数量になるのか、石炭の場合、われわれが要求しておる六千万トン以上のそういうような需要量になるのかどうか、そういう点をひとつお伺いしたいと思ひます。

○国務大臣(福田一君) ごもつともな御意見なんでしょう。石炭の問題を取り扱うときに、一応そのほかのエネルギーとも総合的にものを考えていかなければいけないのではないかと、これはごもつともでございます。ただ、見通しを申せば仰せになります。石炭というものは、一応今の現段階のあり方では、需要がそうふえる見込みはないわけでありまして。しかし、需要はふえる見込みはないけれども、ふやす努力をする、需要をふやす、需要に応じただけでやっていったのではだんだん減るような形になりますから、そこで、われわれとしては、石炭に限らず、五千万トンと切り離しまして、ひとつ今言った国際収支の問題も考え、雇用の問題も考え、その他の問題を考へて、これだけは大体確保していくのだという方針のもとにスクラップ・アンド・ビルドをしていくというものが有沢調査団の考へで、したがって、この五千万トンという数字が基礎になっておるわけでありまして。一方、石油とか、あるいは電力というものはどういふことかといふと、これはほとんどふえていく。エネルギー

の需要がふえるに従つてそのほうはふえるであろうという、こういう見通しです。そこで、石炭のほうは、絶対数は一緒であるが片一方は絶対数は上がりますから、パーセンテージはだんだん石炭が下がってくるというのが当然の理でございます。こういうような想定のもとにお手元に出しました資料を作成をいたしておるわけでありまして、かし、それだからといって、石炭が五千万トンであきらめたのか、こうおっしゃれば、そうではありません。何とかしてこれをふやすように需要を確保するように努力をしたいと思います。しかし、現在の状態から見ると、五千万トンはなかなかむずかしい。現実では、ことしあたりも、五千万トンは及ばないことは御承知のとおりです。来年もなかなかむずかしい。しかし、むずかしくても、五千万トンは何とかして確保するといふ政治的責任において問題の処理をはかつていく、こういうことを申し上げておるわけでありまして、われわれとしては、石炭に限らず、五千万トンと切り離しまして、ひとつ今言った国際収支の問題も考え、雇用の問題も考え、その他の問題を考へて、これだけは大体確保していくのだという方針のもとにスクラップ・アンド・ビルドをしていくというものが有沢調査団の考へで、したがって、この五千万トンという数字が基礎になっておるわけでありまして。一方、石油とか、あるいは電力というものはどういふことかといふと、これはほとんどふえていく。エネルギー

の需要がふえるに従つてそのほうはふえるであろうという、こういう見通しです。そこで、石炭のほうは、絶対数は一緒であるが片一方は絶対数は上がりますから、パーセンテージはだんだん石炭が下がってくるというのが当然の理でございます。こういうような想定のもとにお手元に出しました資料を作成をいたしておるわけでありまして、かし、それだからといって、石炭が五千万トンであきらめたのか、こうおっしゃれば、そうではありません。何とかしてこれをふやすように需要を確保するように努力をしたいと思います。しかし、現在の状態から見ると、五千万トンはなかなかむずかしい。現実では、ことしあたりも、五千万トンは及ばないことは御承知のとおりです。来年もなかなかむずかしい。しかし、むずかしくても、五千万トンは何とかして確保するといふ政治的責任において問題の処理をはかつていく、こういうことを申し上げておるわけでありまして、われわれとしては、石炭に限らず、五千万トンと切り離しまして、ひとつ今言った国際収支の問題も考え、雇用の問題も考え、その他の問題を考へて、これだけは大体確保していくのだという方針のもとにスクラップ・アンド・ビルドをしていくというものが有沢調査団の考へで、したがって、この五千万トンという数字が基礎になっておるわけでありまして。一方、石油とか、あるいは電力というものはどういふことかといふと、これはほとんどふえていく。エネルギー

何といつても昭和三十四年の千二百円の引き下げ、あるいは合理化のある程度の強化というところにつきかけが、あつたのじゃないかと思ひますけれども、昭和三十四年以後の石炭産業労働者の離職者の現在の状況、こういう点がおもしろいわけでございます。数字もある。何といつても昭和三十四年の千二百円の引き下げ、あるいは合理化のある程度の強化というところにつきかけが、あつたのじゃないかと思ひますけれども、昭和三十四年以後の石炭産業労働者の離職者の現在の状況、こういう点がおもしろいわけでございます。数字もある。何といつても昭和三十四年の千二百円の引き下げ、あるいは合理化のある程度の強化というところにつきかけが、あつたのじゃないかと思ひますけれども、昭和三十四年以後の石炭産業労働者の離職者の現在の状況、こういう点がおもしろいわけでございます。数字もある。

○政府委員(三治重信君) 三十四年の三月末の常用労働者数は二十八万三千二百人あつたわけでございます。これが最近になりまして、約十八万切りまして、十七万九千八百人。これは昨年の九月末でございます。そうしますと、大体約十万人の減少になっておるわけでございます。この間に、安定所の紹介によつて再就職された方、これはまあ一般の自己退職者を除きまして、合理化解雇者についての調査でございますが、四万三千五百人、これが安定所で紹介したものでございます。それから、会社あつせんや縁故その他で就職された方、これが約三万三千六百人と、そのほか婦農、自営といふことでいふなりに帰られたり、それから自営をされたり、それから安定所でつかめなくなり、また、離職されたと推定される人、これが約一万人ほどあります。大体合計で、いろいろ離職後の片がついたとわれわれが推定している数が約八万七千五百人というようになっております。したがって、合理化退職者で、昨年の九月末のときに約一万六千人ほど滞留者があつたというふう

るもの、あるいは下回つてゐるもの、もしそういう数字がおわかりでしたらお知らせ願ひたいと思ひます。○政府委員(三治重信君) 前職賃金と再就職賃金との比較は、調査しておりますが、再就職された方の賃金について調査してゐるものがございますので、それでお答えしたいと思ひます。が、産炭県の自県内で再就職された方が三十七年度の調査では一万八千八百円程度であります。これが自県。それから広域紹介によつて都会地、需要地へ移転して就職された方が約二万二千円平均でございます。それで、一番普通の三十五才から三十九才辺の方が、自県内で一万一千七百円、それから広域のほうで二万三千二百円。それから四十才から四十九才の方で、自県内が二万五千六百円、それから広域で二万三千五百円、六十才以上の方で、自県内になりまして一万六千円、これはもちろろんこういう方では広域はございませぬ。こういうことでございます。○柳岡秋夫君 三十七年の四月からは、今後の法律案によりまして、当然手帳等の交付があつて、ある程度離職者に対しては改善をされてゐるわけでございますが、この三十七年四月以前のこういう離職者は、今説明がありまして、まだ滞留者がたくさんいるわけですね。私、やはり何らかの対策を立てていかなければいけないのじゃないか。もちろん自己の都合で職につかないでおる労働者もあるかと思ひます。しかし、おそらく大半は、先ほど私が申し上げましたように、住宅の問題なり、あるいは賃金の問題、あるいはまた適当な訓練を受けることがどう

しても困難だ、こういうことで就職の
できない方であろうというふうに思
いますので、この三十七年四月一日以前
のこういうような離職者に対しては、
私は、何らかの積極的な対策というも
のを立てるべきじゃないか、こういう
ふうに思うのですが、そういう点は具
体的にどのような対策をお持ちでござ
いますか。

○政府委員(三治重信君) 三十七年の
四月一日以前の離職者の方につきま
しては、昨年の一月、この臨時措置法を
改正いたしまして、雇用奨励金や、そ
れから訓練手当金の増額の措置をとっ
ております。それから、もちろん移転
就職者用宿舎に入る権利はあるわけ
です。ただ、今度の改正のいわゆる求職
手帳制度による援護は、法律の建前上
できない、こういうことでございま
す。したがって、そういう四月一日以
前の方で、さらに求職活動を続けられ
る方、これはやはりできるだけ訓練所
に入っていたら、そうして訓練手
当も、今年よりは五割増しに訓練手当
をしておりますので、そこでひとつ訓
練をできるだけ受けていただきます。

さらに、それから今度職安法、失業対
策法の改正案が通りますれば、一般の
就職指導過程に入っていたら、一般
の就職指導過程に入っていたら、
そこに就職指導手当も措置がとれるん
じゃないかというふうに思っております。
そういう現地で特別の職業指導
体制は今度の失対法の改正でやりた
い。それから他に移住されるとか、そ
れから訓練所へ入られるとか、移転就
職者の宿舎に入られるとか、こういう
ものは昨年一月の石炭の改正案の援護
の体系は同じように受けられる、こう
いう体制になっております。

○柳岡秋夫君 最近、石炭合理化審議
会ですか、それが開催されて、それで
三十七年度の合理化計画というものが
答申をされておるようでありますが、
この中で、三十七年三月末の繰り越し
分が一万六千三百人ある、さらに三十
八年の三月末繰り越し分は一万八千四
百人あると、こういう数字になってい
るわけです。少なくとも、雇用の安定、
生活の保障ということを目にしてい
て、石炭産業の合理化をはかっている
ということのいわゆる画期的といわ
れる政策を打ち出したわけですが、当
然私は、三十七年度三月末の繰り越し
人員よりも三十八年度の三月末の繰り
越し人員が多いというような計画は、こ
れは雇用の安定という面から考えます
と、ちよつと矛盾をしていると、こ
ういうふうに思うわけでござりますが、
その点はどうなんですか。

○政府委員(三治重信君) この三十七
年度の雇用の見通しのやつで、三十七
年の三月末、いわゆる今年度繰り越
された求職者数が一万六千三百人ほ
どございまして、この三月末で、来年度
に繰り越し予定が一万八千、確かにふ
えております。しかし、これは今度の
改正法の対象を予定いたしましたして、職
員を千五百人計画の中に入れておる。
したがってふえておる。今までの繰り
越し前の、昨年度から今年度繰り越
したときの一万六千三百人というの
は、職員が調査対象になっていないか
つた。今度これも見込んで職員を千五
百人入れておまして、そうしますと、
大体前年度の繰り越しと明年度への繰
り越しと、常用労働者としては大体同
じ数になるということで、別に失業者
が特別にふえたということではなくて、

失業者の対象を、今度の新しい改正法
で職員まで入れておきますので、その
入れたために全体としてふえた、こ
ういうふうにお考え願いたいと思いま
す。

なお、それにしても三十六年度から
三十七年度に繰り越した数と、三十七
年度から三十八年度に繰り越した数
が同じでは非常にまずいんじゃない
か、これはもうお説のとおりでござ
いまして、これはわれわれのほうも、
一つの原因は、三十七年度の景気調
整の過程で、広域紹介のための再就
職が割合に伸びたこと、これが一つ
の大きな原因であります。ととも
に、やはり有沢調査団がずっと昨年
活動期間中、ほとんどわれわれの本
省のほうも調査団にかかりつきで、そ
の対策やいろいろの調査のほうにか
かって、第二線の業務の指導なんか手
落ちのあったのが第一点。業務の指
導体制が十分でなかったというのが第
二点。それから、第三点として、やは
り地元に残られる方も、何か今度新
しい政策が出るので、そういうものを見
て、求職者側にも若干新政策待ちとい
う気持ちがあつたんじゃないか、そう
いうふうなまあ二、三考えられます
述べましたわけですが、そういうよう
なことで、現状維持的な部分が非常
にあつたということと反省できるのじ
やないかと思ひます。したがって、今
度われわれが、こういうふうな三十八
年度におきましては、審議会の審議を
得て、また、その得る前から現在ま
で、今この新しい法案による施行の準備
しておまして、こういうことで、求職
はつきり求職手帳というもので、求職

者数も、また、それによつて求職の内
容も個々詳細に調査をし、相談に乗
る、そのために、この法案でも定員百
八十六名をふやしておるわけであり
ます。そういうことでもっと親切な再就
職が促進されるというふうに考えてお
ります。

○柳岡秋夫君 この三十七年度の再就
職計画、これの実現率というものがお
わかりでございませうか。大体おそ
らくこれは政府関係機関でございま
す。そう計画と狂わない数字が出てお
ると思ひますけれども、このその他の
面で、やはり計画と実際がどのくらい
の割合で出ておるかという点がお
わかりでございませうか。

○政府委員(三治重信君) 本年度の四
月から十二月までの実績を申し上げま
す。安定所の紹介によつて再就職され
た方が十二月末まで一万一千九百七
十人、それから会社あつせんが四千四
百四十人、それからそれ以外に自己
就職された方があります。会社あつ
せん、自己就職者数の今の一万一千五
百人に対応するものが八千二百四十
人でございまして、そして、再就職され
た方が以上合計で二万二千四十人、自
営、農と引退と推定される人が二千六
百四十人、大体合計として二万二千八
百五十人というものが十二月末までの実績
でございまして。

○柳岡秋夫君 この会社あつせん並び
に自己就職の一万一千五百人、合計し
てですね。自己就職の方が八千二百四
十人で、会社あつせんが四千四百四十
人、こういうことでございしますが、非
常に会社あつせんという数が私は少な
過ぎるんじゃないかというふうに思
います。少なくとも炭鉱離職者は、自分

の責任でやめるわけじゃないわけだ
ね。炭鉱の危機というものが、一番最
初に私が申し上げましたように、経営
者なり、あるいは政府のやほり大きな
政府の失敗といつても過言じゃないと
思ひますけれども、長期のそういうエ
ネルギー政策というものに明確な対策
を立てずに今日のような不況を呼び起
こしたということから考えれば、当然
離職者の立場から言わせれば、これは
何も自己の責任ではなくして、会社な
り、あるいは政府の責任だということ
になれば、会社側としては、その再就
職について積極的なやりとりもたっ
ちしなければいけない、こういうふう
に私は思ふのですが、今の御説明によ
ると、自己就職のほうが多くて、会社
あつせんのほうが少ない、こういう点
は私は非常に遺憾だと思ひます。そ
ういう点について、労働省としてはど
ういうふうに会社に対する指導なり、会
社の責任というものをに対して考えてお
られるのか、その辺をお伺ひしたい。

○国務大臣(大橋武夫君) ちよつと先
ほど局長が説明しました数字と御理解
と食い違いがあつたようでございま
して、その点、後に修正いたしますが、
仰せのとおり、今度の離職者問題に
つきまして、会社側にできるだけ骨を
折つてもらふというところは、これは当
然のことであると存じます。そこで、
労働省といまして、昨年の十一月
に、特に最近になりまして大手の山
の整理が相次いで予想せられておりま
すし、中小と違ひまして、大手はまた
一そう離職者の就職あつせんに手だ
てを持っていくわけでございまして、
大手十八社の社長をお招きいたしま
して、少なくとも今後離職者の半数以上

は会社で責任を持って就職のお世話を
してもらいたいということを要請いた
しまして、全体としては了承して、そ
の線で努力をするという回答を得てい
るようなわけでございます。むしろ今
日なかなか就職のあつせんは骨の折れ
る仕事でございいますから、実効がど
の程度まで上がるか、これは今後よく
注意しなければならぬと思ひますが、
その後、最近までのいろいろな話など
を総合いたしますと、各会社とも、
この約束をまじめに履行しようといふ
相当誠意ある態度をもって協力して
くれているように私は見受けているの
であります。

○政府委員(三治重信君) 先ほど御説
明がちょっとこんがらかりまして失礼
いたしました。八千二百四十名のう
ち、会社あつせんが四千四百四十名で
ありまして、したがって、それを引き
ますと、自己就職、縁故就職というの
は三千八百人、この両者合わせたのが
八千二百四十人というわけであります。

なお、今、大臣が御説明になりました
のを補足させていただきますと、今
まで離職者を相当出している大手のほ
うにつきましては、就職対策部を作っ
てもらひまして、これに今相当会社の
職員を充ててもらつてゐるわけであ
ります。それと、安定所の活動との連携
を今強力にして、したがって、そうい
う就職対策部におきまして、会社の
出先や販売店、それとは別個に、独自
に名古屋、大阪、そういう各地に出張
員を置いてもらつておりまして、そこ
で再就職のめんどろをみてもらう。こ
れにつきまして、われわれのほうも、
いろいろ情報の提供ややり方について

の業務連絡を定時に、一、二カ月置き
に昨年からやつております。

○柳岡秋夫君 その次の問題として
ちよつとお伺ひしたいのですが、訓練
中の生活保障の問題ですが、失業保険
の受給期間中は、技能手当ですか、そ
ういふ手帳には出さないわけですか。た
とえば手帳に切りかわると失業保険の
受給額よりも多くなる、こういうケー
スが出てくるんじゃないですか。たと
えば失業保険の場合は、前職賃金の六
割、最低が百八十円、こういうふうな
制度なるわけですね。そういうふうな
最低の、あるいは三百円なり四百円な
りというふうな人は、その受給期間が
切れてからの保障というが、給付より
も額が低い、こういうことが出て参り
ませんか。

○政府委員(三治重信君) 現在、訓練
手当だけを受け取られる方は、日曜日、
祭日を除いて一日三百円、現在失業保
険の受給者で、その三百円以下の受給
者が訓練所に入つた場合には、その差
額を支給するように現在もなつており
ます。今度失業保険の改正によりまし
ても、失業保険の金額が来年度の予定
の三百六十円未満の場合には、その差
額を支給する、訓練所に入られた方は
は、三百六十円までの差額を支給す
る、これは現在もやつております。そ
れから訓練所に入られた場合に、技能
習得手当、別居手当、来年は寄宿手当
というものがございいますが、それは今
年度と同じように、一日七十円。それ
から寄宿手当につきましては、月額三
千六百円、これは失業保険の受給者に
も、それから訓練手当のみの方々に
も、みな加算になります。

○柳岡秋夫君 通勤費はどうなつてお

りますか。

○政府委員(三治重信君) 現在、技能
習得手当の七十円の中に交通費は含ま
れて計算されておる、こういうことで
ございいます。

○柳岡秋夫君 具体的な問題について
は、またあとでお伺ひするといひしま
しても、すべての生産というものが、
労働者がなくては生産活動というもの
はできない。こういう立場から考えま
すと、当然この労働者の意見といひま
すか、労働者の生活保障を含めた労働
者の問題について、労働者の意見を十
分聞くということが非常に重要な問題
じゃないかと、こういうふうに思いま
す。したがらいまして、石炭合理化審議
会の構成、あるいは改組といふものが
打ち出されておるわけでございますけ
れども、当然答申案の中でも三者構成
といふことがいわれております。そう
いう観点からいって、私は、合理化審議
会の中に労働者の代表を入れ、そうし
て労働者の意見を十分に取り入れる、
満場一致の形でもって、合理化審議
会の運営がなされる、こういうことが
必要ではないかと、こういうふうに思
うわけでございしますが、この合理化審
議会の強化という点についてどうい
うふうにお考えでございしますか。これは
通産大臣のほうですか。

○国務大臣(福田一君) これは皆さん
のほうでも、大体通産省の考え方はお
わかりを願つておると思うのでござい
ますけれども、合理化部会や雇用部会
の構成は、使用者及び労働者について
はそれぞれ代表を出す、そして中立委
員若干名をもつて構成する。また、会
議の運営のやり方は、議決の方法は多
数決制でございしますけれども、議事

は極力民主的に運営するということに
して、できるだけ全員が了解を得るよ
うに努力する、こういうやり方でや
つて参りたいと、こういうわけでござ
います。

○阿貝根登君 関連して、柳岡君の質
問は、それはわかつてゐる。それはわ
かつてゐるけれども、強化といふこと
は多数決を先になつておられるとい
ふことになれば、おそらく議事運営で
議事は民主的にやるといふけれども、
おそらく最終の場合には力で押し切る
ような心配があるのじゃないか。だか
ら、これを原則的には満場一致、運営
の面においてやむを得ないときには多
数決にするんだという、逆なようにす
れば非常に強化できるんじゃないか。数
の問題を言つてゐるわけじゃないん
です。根本の問題を言つてゐるわけ
です。その点を質問してゐるのだらうと
私は思ひます。

○国務大臣(福田一君) 多数決とい
うのは力による決議だということになり
ますと、これはまあなかなか意見の相
違つてゐることに相なつてしまふかと思
うのでありますけれども、やはり民主
主義のもとでは、すべて物事をきめて
いく場合に、お互ひが自分たちの意見
を十分述べた機会を与えるといふこと
が、これは当然なことであるけれど
も、意見が違つた場合には多数決でや
るといふことは、私はこんなことをあ
なたに申し上げてはなはだ失礼だと思
つて御答弁をいたしてゐる。十分阿
貝根さんもおわかりを願つておる、柳
岡さんにしてもおわかり願つておるこ
とでございしますけれども、やはりこの
原則を欠いていくということになりま
すと、これは相当他に影響が大きいと

思ひますので、この原則を変更するこ
とはむずかしいと思ひます。ただ、し
かし、仰せのとおり、この問題には労
働問題もずいぶん深く関係のあること
でございしますから、できるだけひとつ
民主的に運営をして、そして全部が意
見が一致するところで議決するように
努力をしたいといふことで御了承を願
ひたい、こう申し上げておるわけで
ございします。

○阿貝根登君 その考え方についてだけ
違つたわけなんです。使用者側と被使用
者側が同じ立場にある場合のあなたの
考え方を、私は多数決が原則だといふ
ことは、これは最初から認めるわけな
いんです。最初から出発は、これは被使
用者側が非常に不利な問題を審議する
のです。最初の出発が違つたのです。ど
ちらが反対するかといふと、首切られ
てやめていく人が反対する、それがこ
の根本問題なんです。そういうハン
ディがついてゐるのです。最初から
それを最初から多数決だといつて持
てくるのは、一般平常の場合のあなた
の考え方とこの審議会を作つた趣旨
が違つてゐると思ひます。それは普通の場合
の民主主義だつたら多数決はそのとお
りです。しかし、こういう場合は、一
方は加害者、一方は被害者、極端な言
葉で言へば、一方は残る人、一方は去
る人です。そうするならば、去る人の立
場をもつと考へてもらうために、なる
べくこの人たちが了解してやるために
は、ひとつ原則としてはこれはもう満
場一致でいくようにしようじゃない
か。しかし、原則といつても、いつま
でも一年も二年も、半年もきまらぬの
じゃ困るから、その場合は多数決でも
仕方ないけれども、まずその精神とい

うものは、去る人、犠牲になる人をどう考へるかということがこの原則だと私は思う。その出発が大臣と私と違ふようです。ただ、民主主義は多数決の原則だといふような話なら小学校の生徒でも知っています。私が言っているのはそうじゃない。一方は職を追われていく人、自分が長年生活したところを、政策によって職を追われていく人、そうするならば、その人の立場を尊重するためにこのくらい強化してやっいていいじゃないか、こういう意味なんです。

○国務大臣(福田一君) 使用者の人と、いわゆる労働関係の方だけの話ですと、そういうお説のような問題も考へ得ないわけではないと思ひますが、御承知のように、これには中立委員というものを入れて、むしろこれが多いわけでありませう。そういう中立委員というものは、そういう最初から目がもって見ているのだ、こういうことになるという、私は、これはこういう仕組自体ができないということになるかと思ふのでありまして、中立委員がたたくさん入っておられて、そうして両方の意見を聞いた上で、どっちがいいだろうかということを決める場合にあたつては、やはり多数決にいたしまして、そこに無理は起きないではないか。もちろんあなたのお言葉を借りて言へば、追われる立場というものは同情すべきであるといふことは、これは当然なんです、それだからこそ政府としてもいろいろの施策をできるだけしようというので、ほかの事業とは違つた救済策をちゃんとつておるわけでありまして、そういう意味ではほかの事業と違い、非常に手

厚い措置をいたしておると思ふのであります。しかしながら、とは言つても、今あなたのおっしゃるような、いわゆる気の毒な人が出るという場合であるから、その意味がよくみんなにわかつて、その上で採決をするようにしなければいけない。そういう意味では、できるならばみんな全員一致になるように努力をする。そうして努力をして、やむを得ないかぬという場合には、やはり採決できめるといふことは、私はやはりこの場合において適用されてあまりそう不合理ではない、そう不合理というか、私は不合理ではない、それでいいんだという感覚を持つのでありまして、この種の問題がほかにあつた場合においても、これは石炭の問題でなくとも、私はこの原則、こういうような構成で人を選んで審議をしていただくという立場なら、多数決というのを前へ出すというのは、これはやむを得ないところである。こういうふうに私たちは考へておるわけでありませう。

○阿具根登君 その考へ方が私は少しまずいと思ふ。あなたの考へ方はいくなら賛成、反対は要らないのです。ただ中立の方がおりさすればいいんです。双方の意見を聞いておつて中立の方が意見をばんと出せば、その方はあくまでも厳正中立だから、三者要らないわけでは。中立の方だけきめて、その中立の方が責任を持つて両方の意見を聞いて回ればいいんです。それでも民主主義だといふことは言へると思ふのです。

それから、あなたの考への中に、炭鉱労働者を特別よくしてやつていゝんじゃないか、ほかの産業よりもよくしてやつていゝぞというかまゑのあることを私は非常に遺憾に思ふのです。私はそうあるべきじゃないと思ふのです。本来ならばもっとしてやりたいのだけれども、しかし、諸般の状況でそれはできないのだ、気の毒に思つてゐるのだといふくらいのは為政者としての考へ方があつていいんじゃないかというのが一つ。

それからもう一つは、あなたがさうおっしゃると、何か失業された労働者は、どんな条件があつてもいいやだいやだと、どんなことがあつてもいいやだといつてゐるうちに、だからこういうことになるのだといふことに、これないわけでもない。私が言つたことを、中立委員まであなたは疑うかという反論になれば、中立委員まで疑うかといふことになつてくると、何としてもおまえたと言ふことを聞かぬから中立委員を持つてこなければならぬといふことになる。ところが、今の炭鉱労働者はさうじゃないと思ふ。この静けさを見て下さい、去年に比べて、やむを得ない場合は、なるべくその妻子を連れて飯を食へるようになつてゐるという念願が先に立つてゐると思ふのです。そうすると、これを納得させるということは、当然これは三者の中の二者が納得させるだけの力があつていゝるべきだと思ふ。さう思つてゐるのです。拒否権を持つてゐるというのじゃないのです。拒否権と勘違いされぬようにしてもらふといふけない。拒否権じゃない、何が何でもいゝやだといふのじゃない。だから、その人達を、より私はやはり気の毒な目で見てもらふわけにはいかないと、こういうことなんだ。ただ冷たい法の解釈でい

けば、お前たちは石炭によつて首を切られたものを政府がこれだけ世話してゐるのだから文句を言うなと、こういうような言葉にならぬとも限りませう。しかし、私は、このよつてきた立場を考へてくる場合に、こゝまで政府も親切にしてくれたなら、これだけしておるぞという感覚じゃなくて、もっと何とかしたいのだといふような私は親切があつてしかるべきだと思ふけれども、今の大臣の答弁は、あまり冷たく聞かれましたから、一応反論しておきます。

○国務大臣(福田一君) 私の申し上げたことが、さう冷たく聞かれましたれば、私の気持ちを十分にあなたに申し上げられなかつたわけでありまして、その点はおわびをしてもよろしいのですが、私は、さういふ気持ではございせん。ただ言葉の上で、ほかの産業と比べて場合に、石炭は優遇してあるといふことと、石炭の人たちが非常に切迫した事態である、これに対しては親切に物事を処理していかなければならぬといふ考へ方とは、決して両立しないものではないと思つておられます。私はやっぱりお気の毒だと思つてゐる。お気の毒だから、何とかして差し上げなければいけないという気持は十分持つておられます。

ただ、お話の出た、出発点がどこにあるかといへば、多数決がいいか悪いのかという点から出たわけでありませうが、そのときにまあ阿具根さんの言われるのは、とにかくさういふかわいさうなものがあるというか圧迫を受けた者が入つた、そういう委員会においては、多数決の原則というものは前面に押し出すべきではない、多数決の原則はう

しろのほうに引つ込めておいて、そしてその被圧迫者が納得することをまず努力してやるべきだと、そのほうを先行させるのだ、さういふ書き方に改めると、さうおっしゃるけれども、さういふ書き方に私は改めることはむしろ誤解を生むおそれがある。中立の人たちだつて愛情を持って考へてゐるでしょう。また、経営者だつて自分が今まで使つた人がいなくなるということ、私は、私はさういふ涙をもつて見てゐる。だれも喜んでやめてもらつてゐるわけじゃない。こんなに産業が悪くなつたので、経営者もさういふんそれは苦勞をしてゐるわけなんです。また、株主あたりだつて、どれだけみんな損してゐるかしれない。石炭の株を買つた連中は、どれだけ損してゐるかわからな

い。さういふことを考へてみると、私はみんなが苦勞してゐるのだと、さう見るべきだと思ふのでありまして、さういふ中において、被圧迫者だから、だから多数決は認めないで、その人の言ふことがまず第一なんだと、あとのものは、その次に考へるという考へ方で、この委員会を運営しなければいけないといふのは、私は少し無理がかつてゐるのではないか。さうなるといふと、まかり間違つたといふと運営の仕方いかんでは、そこに被圧迫者の横暴という問題が出ないとは限りませう。われわれが納得しないのになぜきめた。われわれはまた二日では足りない、十日だ。十日じゃ足りない、一カ月だ。一カ月でもまだ足りない、三年だ、さう言われたところでどうも言ひ分としては、私は成り立ち得ることに相なるのではないか、さういふ疑義も

起きて、きます。だから、運営の仕方としては、愛情を持って、できるだけその人たちがみんな納得するようにする、こういうことでやったらいいと思います。そういうことにしなければならぬと思います。しかし、最後にはやはり多数決でめぐるというこの原則を無視して、私は、この問題を処理していくことはむずかしいのではないかと、こういうことを申し上げておるのであります。私は決して、労働者のほうに愛情を持たなかったり、あるいはまたお気の毒だという感じをもたないことではございませんから、ひとつ、その点は御理解をいただきたいと思うのであります。

○阿具根登君 これでもやめますが、言葉じゃ、そうおっしゃるけれども、私の言うことを解しておられない。あなたが今おっしゃったのは、きょうで終わるのが、一週間かどうか、それがまた十日間だと、引き延ばしじゃないかというように、頭からそう考えておられるから、私はそうじゃないですと、拒否権ではないんですよということをして、それはみんなが犠牲になってるのは事実ですけれども、一番犠牲になっているのは、だれかといえば、労働者です。会社は、犠牲になっておるといながら、それはあなた、四十二年後には幾ら幾らあなた方はもうかるぞという、もうかるところまでちゃんと指示して、金も貸してもらっているのですよ。そして、たとえば労働者は半分になっても、重役が半分になったというところはどこにありますか。重役の数は減っておりませんよ。私は同じ対等に考えられては困るのです。私

たちは現実知っています。労働者を半分切るとなれば、重役も自分たち半分にならなければならない気がしますが、まだわれわれが半分になるという気があつておるべきです。重役は減っておりません。これは日東化学がなんか見てごらん。重役は三分の一にした、そういう愛情のあるところもある。しかし、炭鉱では、残念ながら重役が半分になつたというところは知りません。だから、同じように気の毒だとおっしゃるのは当たりませんよ。同じように気の毒じゃないのです。私は会社も業者も気の毒だと思つて、しかし、切られての毒だと思つて、ほんとうに気の毒だと思つて、しかし、切られていく者と同じ気の毒だとは思いません。この人たちは、たぐわぬ一銭も持たずに妻を連れて、どこかに出ていくのです。そういうことを私は前提に申し上げておるわけです。

○大河原一孝君 関連して。一言お聞きしたいというのですが、今の審議会の構成と性格についての大臣の御意見については、私はいわゆる人権平等等という立場から言うなら、労使同数であること、これは異論がない、よくわかるのです。ただ問題は、今後のこの会の運営の公正を、結論を出すための公正を期するという立場からいうと、労使同数はいんですか、問題は中立委員ですね。学識経験者を選ぶ等の場合は、これを全部大臣が任命する、こういうことを言うと、大臣を信用しないという意味にとられたら困るのです。その意味ではなくて、少なくともやはりこの学識経験者、いわば中立的な立場に立つ方の任命にあたっては、より公正のある機関によって決定するべき

ではないかと、私はそのように考えておるのですが、こういう点については、どうお考えになりますか。

○国務大臣(福田一君) そこまで問題がいきまふという、その行政官がすべて物事を処理する上に、その人が公平であるかないか、ほんとうに物事の真実をつかんで行政をやっているか、ないかということできまふていくと思つたのであります。これはすべての行政、今あなたのおっしゃったことから言えば、すべての行政に相通じていく問題に相なるかと思つて、これはやはり一応御信用を願つて、ひとつそういうふうな処理をさせていただいた。さういふところで今ここに提案をして御審議を願つておる、こういうわけでございまして、私は公式論を申し上げるのではありませんが、私の気持ちからいへば、そんなようなこいひきをしようにとか、あるいは経営者の味方をして何とかしようとかという、そういう感じは、私はございませぬ。したがつて、また、それでは労働者の味方をするよとか、そういう考えでもありません。やはりすべて私は良心の命ずるところに従つて、自分がだれの前に出て、も恥しくないというやり方をしたい、そういう立場において、こういう人た

ちを選ぶことにしても、すべて問題の処理をしていきたいと思います。こういう感覚でおるので、これは、もしそれが認めていただけないということになれば、やはりお前は不適任だということとで処理をしていただくというところは、あるいは仕方がないのじゃないかと思つておる。

○柳岡秋夫君 いずれにいたしまして、この石炭の産業の整備あるいは合理的化をはかつていく、増強をはかつていくというために、非常に重要な役割を果たすのが、この審議会だと思つておる。したがつて、その運営あるいは計画の実施、そういう点につきましては、これは円滑にやうていかなければ、そういう四十二年度、あるいは企業業者のほうで四十年、こうなつていきますけれども、そういう短期間のうちに完全に石炭産業が自立化していくというところは非常に困難だと、こういうふうな思ふわけです。

したがつて、円滑な混乱のない実施をしていくためには、やはり労働者の代表の意見というものを十分取り入れるということが私は大事ではないかと、さういふことを先ほど申し上げたわけでございまして、今いろいろ御答弁を聞いておりますと、中立委員の任命の仕方をいろいろ申されまして、けれども、非常に中立委員の任務というものは、今の御答弁の中から伺いますと、重要になつてくるというふうには私は考えるわけですが、したがつて、中立委員の任命については、たとえば中労委なり公労委の中立委員のように、労使双方で了解を与えるというか、推薦した者が中立委員になると、こういうような方式はお考えになりますか。

○国務大臣(福田一君) 私たちは、今仰せになりました問題につきましては、ただいまわれわれが説明した方式でやらしていただきたいと思います。もちろん皆さん方の御心配になつていられる点も、よく私自身はお気持はわかつておるつもりであります。しかし、われわれが申し上げたようなふうにしてやらしていただきたい。これは計画を、いわゆる答申案をきめるのでありまして、裁定とはちよつと違うわけであり、責任を持って政府が実施するのでございまして、そこにはゆるい裁定等とは性格が違つたものがあるかと存するのであります。こういう意味から言つて、ひとつ今申し上げたような方法でやらしていただきたいと、かように考えておるわけでありまして、

○委員長(堀末治君) ちよと速記とめて。(速記中止)

○委員長(堀末治君) 速記起して。○柳岡秋夫君 今言われましたように、裁定ではないと、そういうような公労委なり中労委の裁定機関とは違う性格だと、さう言われておりますけれども、しかし、そこで定められたものは、やはり重要な影響力を持つものであると、さういふことで、実施が政府であるといふだけで、公労委なり中労委と違つたところについては、私はちよつと納得ができません。私としては、この問題については、なお次回におきまして、それぞれ私どもの考え方を申し上げまして、大臣のお考えをひとつ直していただきたいと、こういうふうな思つておるわけで、この問題については次回に譲りたいと思つておる。

次に、労働大臣にお伺いしたいんですが、石炭産業が四十二年度で、大体自立化をしていくと、それまでに企業を近代化していくと、こういうような一応の構想でございしますが、私は企業が近代化し合理化されていくといふことになりまして、当然そこに働く労働者もいわゆる近代化されていかなければならない。いわゆる雇用の近代化

ということをよく言われておりますけれども、そういう労働者の労働条件を含めたすべての面で合理化され、そうして近代化されていく、このことが必要ではないかというふうに思っています。しかも、能率の面におきまして、三十七年度で平均二十六トンではございませうけれども、これが四十二年度には平均三十八・六トンにしていこうというふうな調査団の答申もあるわけですから、そうしますと、当然これに見合う労働条件というものが計画されていかなければいかぬ、こういうふうに思っています。

ところが、答申の中にも、また政府の政策の中にも、この石炭産業労働者の雇用計画と申しますか、この労働条件に対しての具体的な計画というものが明らかにされていない、こういうふうには私は思うのでございますが、こういう点について、どういふふうにお考えになっておりますか。

○国務大臣(大橋武夫君) 答申におきましては、石炭山から離職をして他の産業へ行かれる方々につきましては、安定した職場を保障するということが明らかに書いてありますし、またそれと同時に、同じ答申書の中に、石炭山に残る人たちのために今後石炭山の労働条件をよくして、そうして安定した労働者としての生活を保障すべきだ、こういうようなことが答申に言われておるわけでございます。そうして、これがためには石炭山の労働管理の近代化、また労働条件の維持改善のための諸方策が必要であることはもちろんでございます。特に具体的に重点的に取り上げておりましたのは、石炭山における賃金水準の維持という意

味において、特に最低賃金制の採用をうたっておられるわけでございます。この最低賃金につきましては、すでに昨年におきまして労働省にいたしましては、この答申の趣旨に従いまして、雇用審議会、中央最低賃金審議会の議を経て、石炭山の坑内夫については、全国一律月一万六千円という最低賃金を決定したことは御承知のとおりでございます。

今後合理化の進展に即応いたしまして、労働省といたしましては、坑内労働の問題ばかりでなく、労働者の福祉、生活等の問題につきましても、積極的に指導をいたしたいと存じます。

○石田次男君 通産大臣が時間にはお帰りになるそうなんです、二、三点お伺いしたいんですが、暮れに、三、四の電力業界の石炭需要の問題でありまして、三千万トン程度に及ぶ大口の需要というものは、コスト高のものを引き受けてもらえば、不当損失問題が出てくる、そういうわけで、何らかの電力業界のほうから、見返りの要求が出てくるのではないかと、このことをお伺いしたいわけでありまして、電力業界との話し合いは、今までなすつていっているんでしょうか。

○国務大臣(福田一君) さしあたり三十八年度の分につきましては話がついておられます。その後の問題についても電力業界は、今、石田さんが言われたような何らかの措置をしようというふうなことを条件にして協力します、こういうところまで話がついております。したがって三十八年度以降については、まだ具体的にきまつておりませんが、政府としても何とかしなさい、いけません、というふうな、今度の

三十八年度の場合でも、全部が全部損失をカバーしておるわけではないのであります。

これはどういふところからきているか、これは石田さんおわかりかと思ひますけれども、電力は特に石炭をいかに使うようなところは、民需といえますが、電灯の需要がどんどんふえるところでありまして、ある程度利益が出る面があるのであります。そこで公益事業でもありますので、全部カバーしないでも、それはひとつ、めんどろ見たいいじゃないかというふうな意味で話し合いがついておる。そういうことも認識しながら、電力業者が協力しておる面もあるということは、御理解をしておいていただきたいと思います。が、しかし電力業者としては、エネルギーの問題であるから、われわれも何らかの措置はしてもらいたいけれども、これを協力して話し合いをつけるようにはいたしませんというところまでは約束ができておるわけでございます。

○石田次男君 三十八年度までは話し合いができたそうなんですが、その以後については、大体、何トンくらいまで引き受けてもらうという予定でしょう。

○政府委員(中野正一君) 大臣が御答弁になりましたように、昭和三十八年度につきましては、二千五十万トン、これをまあはつきり引き取るということとを約束しております。それから四十二年度については二千五百五十万トン、これも引き取りに努力する、これはまあ私も、心ずき取つてもらえろというように了解しております。それから四十五年度が三千万トンで、この問題については、まだ相当先の話

ではあるし、技術的な問題なり、いろいろな経済情勢の変化等もありますので、できるだけ引き取りに協力はする、という、これは文書でいただいておりますわけでございます。したがって、電力業界としては、従来の重油専焼を相当ふやすような計画をしておりますが、これを四十二年度から四十五年度にかけて計画変更、これを今から検討をしておる。これはもちろん役所のほうの指導のもとにやつておるわけでございます。

○石田次男君 で、そういう大口需要に対して、コスト高からくる問題で、電力業界としては、何らかの見返りの条件を出しているのじゃないかと思ひますが、三十八年の分についての話し合いの中で出てきた条件というものがあつたら示して下さい。

○政府委員(中野正一君) 電力業界の負担増に対する対策としては、政府で先般方針をきめまして、この原油関税の戻しで、この負担増をできるだけカバーするというので、戻しは従来は四割であつたのでございますが、関税の四割でございますね、を戻すというのを、従来やつておりましたのを、昭和三十八年度から一〇%戻すということ、負担増の問題は解決をしたというふうなうちにわれわれは了承しております。

ただ問題は、今後石炭専焼火力を相当増強したくないやいけませんので、これは建設費が重油専焼より高つくという問題がございまして、それに対しては、財政投融資等で政府が所要の援助をいたさなきゃならぬというふうな考えております。

○石田次男君 その問題は、まあ大体

わかりましたけれども、産炭地に火力発電所を新設するというプランはお持ちじやございませんか。

○国務大臣(福田一君) 産炭地に火力発電所を作るにつきましては、まず送電線の問題を考えなければなりません。そこで送電線ということになりますと、たとえば産炭地といへば、まあ一応筑豊あるいはまた北海道というところでありまして、もちろん常磐もございまして、常磐には、すでに火力発電はできております。そういう場合においても、送電線というものが一番大きな隘路になるわけです。作つても、持つてこれなければ何にもなりません。送電線が幾らでできるか、また技術的にできるかどうか、こういうこととございまして、その点で、まあ三千万や四千万の火力でしたら、今のところでも筑豊地区に作りまして、そして今の送電線に、架線をもう一本別にかけます。これでも十五億前後要るかと思ひますが、そうすれば三千万やそれらの火力発電をやりましたが、ペイするかどうか、そんなに損なくやれる。これはなんとかしてやらせようという努力しております。

そこで、それ以上に、今度はもっと大きく百万、二百万も、あつて火力発電を作るといふことになりまして、四十万キロの送電線を別に一本でも二本でも作らなければなりません。こうなりますと、三百億かかる予定になりますので、はたしてペイするかどうか。それなら、その金で直接補助するとか、なんかの方法がいいじゃないかという問題がございまして、われわれとしては、この際、火力発電をできるだけ作るという考え方で処置していきたい

いと思ひますが、経済性という問題を無視するわけにいかないで、あわせて考慮にたてておるところでございます。

○石田次男君 そのプランは、いつごろできて、いつごろ発電できますか。

○国務大臣(福田一君) これは、そのプランとおっしゃるのは、三十万のほうをおっしゃったのだと思いますが、これは今、公益事業局のほうで、大体そういう考え方で電力のほうへ、いろいろ交渉をされておるわけで、話し合いを進められております。ただし、電力業者としては、やはり自分のところ、今まで石炭をどれだけ使うという計画がある。それに基づいて、電力をどれだけ起こすという計画がある。それに合うようにしていかなければなりません。その計画自体をくずすわけにいかない。石炭を余計使う分を、そこで立ってもらうという考え方もあるし、また送電線は、電気自体は大阪で使うが、送電線は中国を通過して、九州地区を通過していくことになる。各関係電力業者が、お互いに話し合いがつかないとできません。そういう話し合いをまとめなければならぬと思います。そういう意味で、な

んとかそういうふうにするように今話を進めさせておる段階であります。したがって、その話がまとまれば御報告できると思うのですが、今その話を進めている段階ですから、あしたとか一月とか、時間を切つて、あなたに御返事するわけにいきませんが、できるだけ急いでやらせたいと思ひます。

○石田次男君 あと通産大臣に一つだけですが、中小炭鉱の保安の問題でございますが、豊州炭鉱、上清炭鉱で事

故が起りまして、あれからあの方面の地方事務所の職員が相当ふえてゐるのです。あの事故以来、何人くらいふえておりますか、その点わかつておりますか、大体でいいです。

○政府委員(八谷芳裕君) 上清、大辻等の災害後に、監督官の人員増といつたしまして、昭和三十六年度で四十名でございまして、それから本年度、昭和三十七年度で二十名、計六十名を増員したのでございまして。そうしまして、それを九北にほとんど配置いたしております。九北と申しますと、六十名のうち二名を除きまして五十八名を九州の炭田地帯、それから北海道の炭田地帯にございまして監督官の現地駐在保安監督派遣班でございまして、これは別途監督署にお願いするように設置法の改正をお願いしておるわけでございまして、この五十八名を監督署のほうに配置することにしたしております。ちよつと的確な数字でございまして、また別途申し上げますが、各炭田の田川、直方飯塚、この三カ所のこの派遣班の職員は、この三月くらいまでに、大体十人から十四、五名くらいまでに増員して参りたい、かように考えております。

○石田次男君 その増員した分についてですが、直方とか田川とか場所はいませんが、私、その人たちと話をしてみました。事故が起つて、それから急にふえたわけですが、ふえたのはいいけれども、仕事はなくてぶらぶら遊んでいますがね。それはどうなんですか。僕が現地へ行って本人たちと話をしたのだ、間違いない。

○政府委員(八谷芳裕君) 私の監督署のほうには、筑豊のほうにも参りました、よく現地の派遣班の監督官たちも話して参つたわけでございまして、これは何か私どもの感覚からいたしますと、誤解ではないかと思ひます。まあ最近、大きな災害は幸ひございませんけれども、全体の災害といつたしましては、決して樂觀を許さない状態になつておるわけでございまして。ただ鉱山の、炭鉱の数からいたしまして、御承知のとおり、特に田川において顕著でございまして、筑豊におきましては減少いたしております。しかし、ここに三カ年くらいと考えまして、生産活動といつたしましての出炭量は、ちよつと的確な数字を記憶いたしません。筑豊でも二割程度じゃないかと思つております。その程度の切羽の實際に作業が営まれてゐる箇所におけることが一番災害も多いわけでございまして、ちよつとこの点につきましては、決して樂觀を許さない状態にあるわけでございまして、その巡回、あるいはいろいろな検査、特別な監督その他につきましては、決して遊んでおつてもいいような状態ではないわけでございまして、もし、そういうことがあるようでございますならば、昨日からきょう、あしたにかけまして、監督局長、監督部長の会議を聞いておりますので、厳重に、先生のお話も伝えまして、そういうことがないように努めたいと思ひます。

○石田次男君 それでは、実はそれを出したの、人数がふえたから保安監督が行き届くというものでないけれども、あの辺には、やはり中小関係は暴力団を雇つておりました穴の中へ入れないのですよ、監督官を。体裁よく事務所でまかすまかすわけでないで

すけれども、そこでストップさしてしまつて中へ入れてない。だから人数をふやしても、監督が行き届くというような事情でない、あの辺の暴力団を雇つてゐる経営者自体を、もう少し厳重に監督して、坑内全体に目を届かせようにしていかないと、保安が私には保てないと思ひますがね。その点はいかがですか。

○国務大臣(福田一君) お説のようなことも、いささか耳にいたします。十分ひとつ注意をしていきたいと思ひます。

○石田次男君 労働大臣のほうへお願いしますが、先だつて暴力事件を引つ張り出して、そちらのほうへお預けしたのですが、この訴えてきてゐる内容を見てみると、いろいろ問題点があるわけですね。下当労働の件もあれば、暴力自体の問題もあれば、人権問題もあれば、求職問題もあるというふうないろいろなこれを見ているとからみ合つた問題が出てきてゐるわけでござい

ます。これらについて、これらの閉山間近のところ、あるいは当分続くとしても経営の苦しいところ、単に労働だけじゃなくて、いろいろからみ合つた問題がたくさん起つておるのが実情でございまして、そういう炭鉱地帯の実情というものを労働省として、もう少し正確に把握なさつたほうがいいんじゃないかと思ひますが、最近の事情について、労働省のほうでは、どの程度に把握していらつしやいますか。

○説明員(小嶋光男君) ただいま、先生御指摘の件につきまして、特に筑豊とか長崎、この辺が、中小炭鉱の多いところでは耳にいたしております。

で、石炭関係につきましては労働条件の監督につきましては、三十六年の暮れから特別な監督方針を出しまして、特に数時間外の問題、あるいは賃金の未払いの問題、こういう点を重点的に監督を実施しておるところでござい

ます。今、先生御指摘の暴力団云々の件につきましては、特に基準法におきまして、自然犯に類する非常に重要な条項であります。これについては、特に重点に監督を実施しております。

○石田次男君 その具体的な例は、そつちに差し上げたのですが、労働大臣の耳に入つておりますか。

○説明員(小嶋光男君) 具体的な事例を先生からしていただきまして、さつそく現地の監督課長と連絡いたしまして、某炭鉱におきまして、相当暴力的な行為があるということでございます。その課長に会いまして、いわゆる一連の暴力行為の即時是正と、それから賃金未払いについての件、それからこれは直接基準法とは関係ございませんが、生活必需品の確保、その三点を重点といたしまして、数日前に、これらの早期解決について確約させたところでござい

ます。○石田次男君 事件内容は、大臣の耳に入つておりますか。

○国務大臣(大橋武夫君) ただいま石田委員のせつかつの御指摘の件につきまして、ここに書類がありますので、課長から受け取りました、さつそくももう少し事情を調べて、適切な処置をとるように入いたします。なかなか事件もこまかく、現地に問い合わせた結果が、ただいま到着したところでござ

います。

○石田次男君 豊州炭鉱、上清炭鉱で事

故が起りまして、あれからあの方面の地方事務所の職員が相当ふえてゐるのです。あの事故以来、何人くらいふえておりますか、その点わかつておりますか、大体でいいです。

○政府委員(八谷芳裕君) 上清、大辻等の災害後に、監督官の人員増といつたしまして、昭和三十六年度で四十名でございまして、それから本年度、昭和三十七年度で二十名、計六十名を増員したのでございまして。そうしまして、それを九北にほとんど配置いたしてお

○石田次男君 さて、この事件の中の労働課長とか、いろいろ会社側の幹部なんですが、その幹部が、前科五犯だとか六犯だとか、これはそういう事例は、そこだけじゃないんですね、現場の労働者の諸君を監督し、動かす、そういうポストについておる幹部で、前科何犯という、まあこれはほとんど暴行傷害の前科ですがね、そういうのが、あつちにもこっちにもある。これを實際に暴力事件として警察へ持っていくても、警察のほうとしては、単純暴行というわけで、すぐ放してよこすのです。ですから、結局はつかまえたはいけれども、豚箱に二、三日泊まってる帰ってくるという状態では、結局何も罰したことにならぬのですね、だからこういう相当の人数を動かす責任職にある者の暴力行為というものは、特別な立法処置でもして厳罰にするようにせぬと、これは根絶しないと思ひますけれども、その点御意見いかがですか。

○説明員(小嶋光男君) 単純暴力事件につきましては、これは先生御承知のように、警察のほうで処理することになつておりますけれども、私のほうでは、いわゆる基準法の第五条に強制労働の規定がございます。これについては各中小炭鉱において、さつきよく調査いたしまして送致するわけですが、現在のところ、現地からの報告では、直ちに強制労働とは結びつかない純然たる暴力事件のようでもございます。現に警察におきましては、二、三回の点について送検しておるような状況でございます。そちらのほうの罰則関係については、私のほうからお答えする限りではございませんけれども、第五条の件につきましては、できるだけす

みやかに調査いたしまして、そういうことが二度と起らないように、行政措置もあわせて考えていきたいと、こういうふうに思ひます。

○石田次男君 これ、今申し上げたのは、労働省としてできるかどうかかわかりませんが、むしろ法務関係になるかと思ひますが、そういう相当の人数を動かす立場で、しかも前科を重ねて暴力をふるつておる。これなんか見ますと、会社の暴力には、家族もおびえている。本人は特に無断欠勤したら事務所に呼び出されてなぐられていて、電灯を消したり、カーテンを引いて暴力を加えているようなことがしばしばある、こういうふうなのは、ここだけじゃない。昔のタコ部屋の余残ですけども、これは九州あつちこつちにある。そういうことで、はっきりした立法処置をとつて厳罰規定でもせぬと、これは根絶しないと思ひますが、その点も、法務省あたりとも相談なすつて、何らかのことは考えられるべきじゃないかと思ひますけれども、いかがでしょうか。

○石田次男君 私がかういふふうにおつし上げれば、そういうふうにおつしやつて下すつて非常にけつこうなんですが、現地の監督がなつていないのですよ。というのはまあ労働省の上層部では、そういうふうに一生涯命やつておられるわけですが、どうしても現地のほうは、会社となれ合いをやりますので、相当見て見ないふりをすることが多い。こういう点については、よほど本省のほうから締めつけてもらふと、末端のほうから締めつけてもらふと、労働者が苦しむ、こういうことになりま

○説明員(小嶋光男君) 私ども、この

間も長崎の監督課長が上京した場合においても、その点十分聞いたわけでございますが、別になれ合いというようなことは毛頭やつておりません。ただなかなか違反の効果、違反に対する是正の効果というのは非常に長うござい

○石田次男君 それじゃ問題を変えまして、まあそう言つちや悪いが、この炭鉱は非常に待遇が悪いのでして、貧乏しているものですから穴に入る御主

○石田次男君 それじゃ問題を変えまして、まあそう言つちや悪いが、この炭鉱は非常に待遇が悪いのでして、貧乏しているものですから穴に入る御主

○石田次男君 それじゃ問題を変えまして、まあそう言つちや悪いが、この炭鉱は非常に待遇が悪いのでして、貧乏しているものですから穴に入る御主

○石田次男君 それじゃ問題を変えまして、まあそう言つちや悪いが、この炭鉱は非常に待遇が悪いのでして、貧乏しているものですから穴に入る御主

○石田次男君 それじゃ問題を変えまして、まあそう言つちや悪いが、この炭鉱は非常に待遇が悪いのでして、貧乏しているものですから穴に入る御主

○石田次男君 それじゃ問題を変えまして、まあそう言つちや悪いが、この炭鉱は非常に待遇が悪いのでして、貧乏しているものですから穴に入る御主

○石田次男君 それじゃ問題を変えまして、まあそう言つちや悪いが、この炭鉱は非常に待遇が悪いのでして、貧乏しているものですから穴に入る御主

○石田次男君 それじゃ問題を変えまして、まあそう言つちや悪いが、この炭鉱は非常に待遇が悪いのでして、貧乏しているものですから穴に入る御主

○石田次男君 それじゃ問題を変えまして、まあそう言つちや悪いが、この炭鉱は非常に待遇が悪いのでして、貧乏しているものですから穴に入る御主

○石田次男君 それじゃ問題を変えまして、まあそう言つちや悪いが、この炭鉱は非常に待遇が悪いのでして、貧乏しているものですから穴に入る御主

○石田次男君 それじゃ問題を変えまして、まあそう言つちや悪いが、この炭鉱は非常に待遇が悪いのでして、貧乏しているものですから穴に入る御主

○石田次男君 それじゃ問題を変えまして、まあそう言つちや悪いが、この炭鉱は非常に待遇が悪いのでして、貧乏しているものですから穴に入る御主

○石田次男君 それじゃ問題を変えまして、まあそう言つちや悪いが、この炭鉱は非常に待遇が悪いのでして、貧乏しているものですから穴に入る御主

○石田次男君 それじゃ問題を変えまして、まあそう言つちや悪いが、この炭鉱は非常に待遇が悪いのでして、貧乏しているものですから穴に入る御主

○石田次男君 それじゃ問題を変えまして、まあそう言つちや悪いが、この炭鉱は非常に待遇が悪いのでして、貧乏しているものですから穴に入る御主

○石田次男君 それじゃ問題を変えまして、まあそう言つちや悪いが、この炭鉱は非常に待遇が悪いのでして、貧乏しているものですから穴に入る御主

○石田次男君 それじゃ問題を変えまして、まあそう言つちや悪いが、この炭鉱は非常に待遇が悪いのでして、貧乏しているものですから穴に入る御主

○石田次男君 それじゃ問題を変えまして、まあそう言つちや悪いが、この炭鉱は非常に待遇が悪いのでして、貧乏しているものですから穴に入る御主

○石田次男君 それじゃ問題を変えまして、まあそう言つちや悪いが、この炭鉱は非常に待遇が悪いのでして、貧乏しているものですから穴に入る御主

○石田次男君 それじゃ問題を変えまして、まあそう言つちや悪いが、この炭鉱は非常に待遇が悪いのでして、貧乏しているものですから穴に入る御主

○石田次男君 それじゃ問題を変えまして、まあそう言つちや悪いが、この炭鉱は非常に待遇が悪いのでして、貧乏しているものですから穴に入る御主

○石田次男君 それじゃ問題を変えまして、まあそう言つちや悪いが、この炭鉱は非常に待遇が悪いのでして、貧乏しているものですから穴に入る御主

○石田次男君 それじゃ問題を変えまして、まあそう言つちや悪いが、この炭鉱は非常に待遇が悪いのでして、貧乏しているものですから穴に入る御主

○石田次男君 それじゃ問題を変えまして、まあそう言つちや悪いが、この炭鉱は非常に待遇が悪いのでして、貧乏しているものですから穴に入る御主

○石田次男君 それじゃ問題を変えまして、まあそう言つちや悪いが、この炭鉱は非常に待遇が悪いのでして、貧乏しているものですから穴に入る御主

○石田次男君 それじゃ問題を変えまして、まあそう言つちや悪いが、この炭鉱は非常に待遇が悪いのでして、貧乏しているものですから穴に入る御主

○石田次男君 それじゃ問題を変えまして、まあそう言つちや悪いが、この炭鉱は非常に待遇が悪いのでして、貧乏しているものですから穴に入る御主

○石田次男君 それじゃ問題を変えまして、まあそう言つちや悪いが、この炭鉱は非常に待遇が悪いのでして、貧乏しているものですから穴に入る御主

○石田次男君 それじゃ問題を変えまして、まあそう言つちや悪いが、この炭鉱は非常に待遇が悪いのでして、貧乏しているものですから穴に入る御主

○石田次男君 それじゃ問題を変えまして、まあそう言つちや悪いが、この炭鉱は非常に待遇が悪いのでして、貧乏しているものですから穴に入る御主

○石田次男君 それじゃ問題を変えまして、まあそう言つちや悪いが、この炭鉱は非常に待遇が悪いのでして、貧乏しているものですから穴に入る御主

○石田次男君 それじゃ問題を変えまして、まあそう言つちや悪いが、この炭鉱は非常に待遇が悪いのでして、貧乏しているものですから穴に入る御主

○石田次男君 それじゃ問題を変えまして、まあそう言つちや悪いが、この炭鉱は非常に待遇が悪いのでして、貧乏しているものですから穴に入る御主

○石田次男君 それじゃ問題を変えまして、まあそう言つちや悪いが、この炭鉱は非常に待遇が悪いのでして、貧乏しているものですから穴に入る御主

○石田次男君 それじゃ問題を変えまして、まあそう言つちや悪いが、この炭鉱は非常に待遇が悪いのでして、貧乏しているものですから穴に入る御主

○國務大臣(大橋武夫君) まあ炭鉱におきましては、昔から、これは地下労働であるというような関係上、身分を隠すにも都合のいい点などございまするし、また労働者側もそういう点を考へて、そういう職場に就職した者もあるようですし、また逆に使用者のほうは、そういう点につけ込んで労働者を搾取するというようなこともあったと思うのでございますが、だんだんと労働管理も近代化し、また、日本の雇用問題も時代に即応して明るいものになければいけません。ことに石炭合理化に伴いまして、石炭山の労働者につきましては、雇用の安定、生活の向上、したがって労働環境の改善、明朗化ということを考えるべき時期であるのでございますから、今後十分に研究の上、さような方向に指導をいたしたいと思ひます。

○石田次男君 その請負組のほうですがね、筑豊に、こういう例が相当あるんです。それは、こつちのほうを首になるわけです。離職して、こつちのほうで保険をもらっているんです。そうしておいて、ないしよでそつと、ちよつと飛んだところの請負組に行つて、そつちのほうで働いているわけですよ。二重取りやつてゐるんだ。労働者としてはかわいそうなものです。それで二重取りやつたからといって、金持ちになるのじゃないんですから。問題は、それを見込んで安い賃金で買いたたいっている組のやり方ですな、これがいけないと思うんです。それらの事例もあるんですが、これを何とか始末をする方法はありませんか。組だからといって、あまり世間相場より安い賃金で働かして、結局は、ピンはねになるわけですね。

○國務大臣(大橋武夫君) 特に組夫等におきまして、そうした弊害が多いと聞いております。組夫の問題につきましては、今回合理化に伴ひまして、特に合理化による整理人員を組夫に編成がえをするというようなことがあつてはならないという点が動機になりました。組夫使用の制限のための法的措置をとることに相なつたのでございますが、さような状況でもございまして、ことに今回の石炭対策といたしまして、石炭の関係労働の賃金につきまして、最低賃金の作業というように機械運にもございまして、低賃金の是正という面からも、今後基準局として十分に留意をいたして参るつもりでございまして。

○石田次男君 最後は一問。

この炭鉱の閉山等に伴つて、失対事業に出る人がたいへんふえております。この失対の職場の割当の問題でございまして、まあ職業安定所へ行つて、そこへ集まつて職場をもらうわけですよ。ところで場所によりまして、この職安へ集まつてくるグループ、全労ですけれども、このグループがこまかく分れておりまして、職安のほうで職場の割当等、それにあずけてしまうのがある。それで、そうすると、その幹部連中が、自分の氣に入つておるの、いいほうへ回し、自分の氣に入らぬのは、つらいほうへ回すというのがありますし、これはちよつと言いくいことですが、そういうのを利用して、集まつてくる未亡人や何かみんな手をつけまして、二号、三号まではいかぬけれども、そういうふうになつてしまつてゐるのがずいぶんあるの

です。非常にこの点遺憾と思つたのです。そういったことで、この失対関係の風紀といひますか、そういったものが全般的に非常に乱れているわけですよ。こういう点については、労働省として手の及ぶ範囲、手の及ばない範囲はありましようけれども、もう少し、これも何とかありませんか。

○國務大臣(大橋武夫君) 失対の就労者の間に、労働組合ができておることは御承知のとおりでございまして、この労働組合が労働組合本来の目的といひまして、組合員のために、いろいろと世話をいたすということは、これはもとよりけっこうなことではございまして、同時に、そういう意味の延長として、手不足をかこつておられます職業安定所に対しまして、組合員を擁護するといふ立場から、職安の事務の協力をしてもらうということは、たいへんこれもけっこうなことであらうと存ずるのであります。しかしながら、これに伴ひまして、御指摘のような、社会的な弊害が発生するということになりますと、これは本来の趣旨と全く異なるのでございまして、さような弊害を座視するということは、これは職業安定行政の上から、大きなマイナスになりますので、この点は、特に今後注意をいたします。

○委員長(堀末治君) 本件に対する本日の質疑は、この程度にいたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(堀末治君) 御異議ないものと認めます。

本日は、これにて散会いたします。

午後三時三十八分散会